

昭和42年2月1日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改めます。

平成24年4月11日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

第5項第6号を次のように改める。

(6) 企画総務部営業推進課長の印



附 則

この公告は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用します。

(交通局企画総務部総務課)